

NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト(以下「当法人」という。)倫理規程の理念に則り、当法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス(法令等の遵守をいう。以下同じ。)上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当法人の理事及び会員(以下「理事・会員」という。)は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 当法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。
コンプライアンス担当理事

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事の中から、代表理事が任命する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会等で、当法人のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(報告・連絡・相談ルート)

第5条 理事・会員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し実施する。
- 3 理事・会員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス担当理事を経由することができないときは、代表理事に、第1項の報告をすることができる。

(コンプライアンスのための教育)

第6条 当法人は、理事・会員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、理事は当法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、この法人の成立の日から施行する。